

福岡県公報

平成30年8月7日
第4015号

目次

告示 (第699号 - 第707号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3

公 告

- 第47回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 5
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 5

再 掲

- 災害に伴う県税の期限の延長 (税 務 課) …………… 6

告 示

福岡県告示第699号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字栗河内33の58（次の図に示す部分に限る。）、42、43の2・44の6・47の10・字ホクソ木552の52・552の61・552の62・字市ヶ平2927の14・2927の15・朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1778の18・1805の2・1805の8・1810の8・1811の2・1825の8・1827の7・字水浦1847の3（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
ダム用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1805の9
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
ダム用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第700号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字中山16の7（以上1筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵^{かん}養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡太宰府線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目13番72先から 糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番8先まで	5.9 ～ 11.1	274.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目13番72先から 糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番8先まで	11.1 ～ 50.0	274.0

福岡県告示第702号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
538	福岡市博多区博多駅南五丁目1-17 高木 美知子	福岡市博多区月隈六丁目21-8	平成30年7月25日

福岡県告示第703号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
528	福岡市博多区吉塚四丁目7番40-705号 高木 忍	福岡市博多区月隈六丁目21-8	平成30年6月21日

福岡県告示第704号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	197	大牟田市不知火町三丁目8 大牟田交通安全協会 会長 田中 勉	大牟田市不知火町三丁目8 大牟田警察署内	平成30年7月2日
旧		大牟田市不知火町三丁目8 大牟田交通安全協会 会長 古賀 祐輔		

福岡県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
像居123	小児歯科つばき	宗像市栄町3-4 三栄ビル	H 30・3・19	居管・予居管
福岡介護100	本田歯科医院	筑紫郡那珂川町大字中原2-132 真和ビル1F	H 30・6・1	居管・予居管
小居59	小郡駅歯科クリニック	小郡市祇園一丁目9-4	H 30・6・1	居管・予居管
筑紫介護72	あけぼの薬局朝倉街道店	筑紫野市針摺西二丁目8-20	H 30・3・1	居管・予居管
小介護45	そうごう薬局美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘一丁目5-5	H 30・6・1	居管・予居管
う居57	スマイル薬局	うきは市吉井町1306-5	H 30・7・2	居管・予居管
大介護160	そうごう薬局青葉町店	大牟田市青葉町31-10	H 27・2・1	居管・予居管
田川居364	訪問看護ステーション慈愛	田川郡川崎町大字川崎2762-1	H 30・6・1	訪看・予訪看
宗遠居103	あすなる岡垣ヘルパーステーション	遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-1	H 30・5・1	訪介・一号訪
宗遠居104	あすなる岡垣デイサービスセンター	遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-1	H 30・5・1	通介・一号通
田川居360	特別養護老人ホームよろこび	田川郡大任町大字大行事4126番地	H 30・3・1	短生・予短生
田川介護20	特別養護老人ホームよろこび	田川郡大任町大字大行事4126番地	H 30・3・1	老福
小居60	いこいの森さち	小郡市寺福童949-40	H 30・7・1	小居・予小居

福岡県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介56	林田泌尿器・皮膚科医院	大牟田市東新町一丁目1-2	H 30・5・31
宗遠居54	けやき公園通りヘルパーステーション	遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-1	H 30・4・30
宗遠居55	けやき公園通りデイサービスセンター	遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-1	H 30・4・30

福岡県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

飯介訪 1	飯塚医師会 訪問看護ス テーション	飯塚市西町1-4	飯塚市吉原町1-1	H 27・7・21
宰居10	デイサービ スセンター 同朋	太宰府市大字国分字川 原271-1	太宰府市宰都二丁目8 -12	H 21・11・16
田川居 320	訪問介護チ ューリップ	田川郡川崎町大字田原 623-5	田川郡川崎町大字田原 115-4	H 28・12・8
田川居 325	ウェブ。	田川郡川崎町大字田原 623-5	田川郡川崎町大字田原 115-4	H 28・12・8

公 告

公告

第47回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成30年10月12日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成30年8月20日（月曜日）から同年9月14日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成30年9月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成30年11月上旬に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年7月20日宗像市告示第132号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩師吉字大石7番1、7番3及び7番7から7番22まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原西五丁目1番31号
株式会社へいせい
代表取締役 西原 幸作

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成30年7月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

478,497,585円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年5月22日

公告

契約者等について、次のとおり公示します。

平成30年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の名称

電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年7月5日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
79,373,649円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第688号の2

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、県税（証紙徴収の方法による納付、条例第42条の規定による自動車取得税の申告納付及び条例第53条の3の規定による自動車税の徴収に係るものを除く。）に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るもので、納期限等が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

平成30年8月1日

福岡県知事 小川 洋

県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区 岡山市東区

	倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市 大洲市 西予市